

第21章 金融検査の実施状況

第1節 平成17検査事務年度の検査基本計画及びその実績（資料21-1-1参照）

17検査事務年度の検査実績は、業態ごとに当初計画との若干の上下があったものの、概ね検査基本計画通りとなり、最終的な検査実施件数は、年度計画715件に対し、712件となった。（資料21-1-2参照）

（注1）前事務年度に当たる、16検査事務年度の検査実施件数及び検査実施状況については、資料21-1-15～19参照

（注2）金融検査に関する主な検査対象機関及び根拠法令は、資料21-1-20参照

第2節 平成17検査事務年度検査基本方針に基づいた施策

金融検査に関する基本指針と金融検査評定制度

1. 金融検査に関する基本指針

本事務年度は、17年7月に策定した、検査の基本的考え方及び具体的な実施手続等を明確化した「金融検査に関する基本指針」に基づき、検査を実施した。特に、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた取組みを促進することに配慮し、金融機関との「双方向の議論」を重視するとともに、検査の効率化を図る観点から、内部監査の有効性に応じた、メリハリのある検査を実施した。

また、本基本指針の適切な運用の確保等の観点から、新しく導入したアンケート方式のオフサイト検査モニターを含め、検査モニターを適切に実施し、被検査金融機関からの意見聴取を行った。

2. 金融検査評定制度

(1) 金融検査の結果に段階評価を示すことで、金融機関自身の経営改善に向けての動機付けとするとともに、双方向の議論を充実させる等の観点から、17年7月に「金融検査評定制度」を公表した。

(2) 同年7月から12月までの間は、評定制度の試行に向けた準備期間として、評定結果を検査結果通知の一部として通知はしないものの、金融機関との間で評価の目線合わせの双方向の議論を行った。その後、18年1月以降に予告した（無予告の場合は立入を開始した）検査より、試行を開始した。なお、試行期間中は、評定結果を検査結果通知の一部として金融機関に通知するが、選択的行政対応（頻度・範囲・深度といった検査の濃淡）には反映しないこととしている。

(3) また、試行準備期間中の金融機関との目線合わせの議論等を通じて、評定制度に関して様々な疑問点等が金融機関サイドより寄せられたことを踏まえ、今後の本格施行に向けて、評定制度に対する関係者の理解の一層の向上に資すること等を目的として18年3月に、「金融検査評定制度の試行に関するQ & A」を公表した。

検査重点事項

16事務年度までは、不良債権問題への対応を中心に、検査に取り組んできたのに対し、17事務年度は、利用者保護への対応を第1に掲げて検査を実施したほか、併せて「中小企業の事業再生や地域の再生・活性化への対応」、「プロセス・チェックに重点を置いた法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の広範な検証」、「金融の国際化・構造変化への対応」に取り組んだ。

1. 利用者保護への対応

金融商品・サービスの利用者保護の観点から、個人情報保護等、説明責任及び契約の履行状況、苦情等処理態勢、情報開示の適切性、金融取引の安全の確保について重点的に検証を行った。

検査にあたっては、16年9月に設置した「検査情報受付窓口」に寄せられた情報のほか、17年7月に開設した金融サービス利用者相談室等の情報も積極的に活用した。

2. 中小企業の事業再生や地域の再生・活性化への対応

(1) 地域金融機関における中小企業の事業再生に向けた取組みの検証

地域金融機関については、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」及び「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」(以下、「マニュアル別冊」という。)を踏まえ、中小企業の事業再生に向けた取組みについての検証を行った。

(2) 中小企業の経営実態等に即した検査

中小企業向け融資については、マニュアル別冊に基づき、中小企業の経営実態等に即した的確な検査を実施した。

また、検査モニター等において、被検査金融機関からマニュアル別冊の運用状況について確認を行い、本マニュアル別冊の運用の適切性を確保した。このほか、17検査事務年度中に、各財務(支)局において、マニュアル別冊についての金融機関向け説明会を16回(延べ117機関参加)、借り手の中小企業経営者向け説明会を40回(延べ46団体参加)開催するなど、本マニュアル別冊の浸透を図った。

3. プロセス・チェックに重点を置いた法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の広範な検証

近年、貸出資産の健全性を重視した検査を実施してきたが、主要行の不良債権問題の正常化等を踏まえ、以下のとおり、個々の金融機関の実態に即して、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢について、プロセス・チェックに重点を置いた、幅広い検証を行った。

(1) 個別事案の取扱いの適切性のみならず、プロセス・チェックに重点を置いて検証を実施し、その際、重大な問題点については経営管理態勢の観点から検証を実施した。

(2) 個々の金融機関の実態に即して、特定のリスク管理態勢に偏ることなく、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢について幅広い検証を行った。さらに、金融機関の規模、リスク特性及びリスク管理の実態に応じて、統合リスク管理態勢を検証した。保険においては、資産運用リスク管理態勢とともに、アンダーライティングに係る管理態勢、責任準備金等の積立の適切性等、資産・負債にわたり検証を実施した。

4. 金融の国際化・構造変化への対応

金融の国際化・構造変化や、新たな取引形態・商品の登場に対応するため、以下の

ような対応を行った。

- (1) 金融コングロマリット監督指針を踏まえた検査を行った。その際、必要に応じ、証券会社等に対して、証券取引等監視委員会との同時検査を実施した。
- (2) マネー・ローンダリングに関する国際基準であるFATF（金融活動作業部会）改定勧告の国際的な実施要請を踏まえ、金融機関のマネー・ローンダリングへの取組みについて検証を行った。
- (3) 新たな取引形態・商品の登場等に対応可能な検査態勢の整備に努め、18年6月に、「保険会社に係る検査マニュアル」を改訂したほか、同年7月に、信託検査マニュアル（金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕）を策定した。

第3節 金融コングロマリットに対する検査

金融コングロマリットの一体的な実態把握

我が国の金融システムは、コングロマリット化の進展に伴い、新たな展開を迎えている。3大銀行グループは、持株会社制の下、銀行を中核として、信託銀行、証券会社等を保有しており、また、3大銀行グループ以外においても、業態をまたがるコングロマリットが多く見られる。

このような流れを踏まえ、金融検査においても、金融コングロマリット全体のリスクを的確に把握する必要があり、本事務年度は、「金融コングロマリット監督指針」や「金融持株会社に係る検査マニュアル」を用いて、金融コングロマリットの実態に即した検査を実施してきた。

また、平成17年7月より、証券会社等に対する検査は、一義的には証券取引等監視委員会が行うこととなったが、金融コングロマリット監督指針にあるように、グループ全体の統合的なリスク管理の状況を、的確かつ効率的に検証する観点から、証券会社等に対し、証券取引等監視委員会と連携して、同時検査を実施した。

加えて、金融コングロマリット形態の金融機関グループのリスク管理態勢の検証のためには、海外拠点を含めた規模で、各種リスクの管理態勢が構築されているか否かを検証する必要があることから、17検査事務年度においても、海外拠点を監督している海外当局との連携を強化してきたところである。

具体的には、海外当局者の来日、当庁担当者の海外出張の際に、我が国金融機関の海外拠点の状況について意見交換等を積極的に行い、当庁の検査計画の立案等に有効に活用している。

また、現在、ニューヨークには当庁検査官2名、ロンドンには検査官1名が長期出張しており、北米・ヨーロッパの金融監督当局と意見交換を行うとともに、これらの地域における我が国金融機関等の活動状況をモニターしているところである。

検査実施状況の概要（資料21-1-3～4参照）

金融コングロマリットの検査については、銀行持株会社グループ、保険持株会社グループに対して一体的に検査を実施し、効果的な実態把握に努めたほか、海外拠点についても併せて実態把握に努めたところである。

また、ソシエテ・ジェネラル・グループ、ユービーエス・グループ及びエイチ・エス・ビー・シー・グループといった外資系金融グループに対する検査の実施に当たっては、銀行、証券会社、信託銀行、投資信託委託業者及び投資顧問会社をグループとして一体的に検査することにより、効果的な実態把握に努めたところである。

第4節 銀行等に対する検査

検査実施状況の概要

銀行等については、検査重点事項の第一に掲げた利用者保護に係る検証とともに、個別銀行等の状況に応じ、不良債権の早めの認知・対応の観点から、信用リスク管理態勢の検証を行った。また、一部の銀行等における仕組債等の保有状況にも留意して、市場関連リスク管理態勢の検証を行った。さらに、統合リスク管理態勢、個人情報等の保護やシステム統合の動き等を踏まえたオペレーショナルリスク管理態勢(資料21-1-5参照)及び本人確認義務等を含む法令等遵守態勢を検証した。

信託銀行に対しては、忠実義務、善管注意義務の履行状況等の信託業務固有のリスク管理態勢、改正信託業法に基づく新たな信託業務の検証を行った。

1. 主要行等に対する検査実施状況の概要(資料21-1-6参照)

平成17検査事務年度において、主要行グループに対する通常検査については、銀行持株会社全5社、主要行全9行に対して検査を実施し、そのうち、銀行持株会社2社、主要行5行に対して検査結果を通知している。システム統合リスク検査については、銀行持株会社1社、主要行1行に対して検査を実施し、全ての金融機関に対して検査結果を通知している。

通常検査に当たっては、主要行1行当たり平均して51.9日間の立入日数で、21.7人を投入している。

2. 地方銀行・第二地方銀行等に対する検査実施状況の概要(資料21-1-3、5、6参照)

地方銀行・第二地方銀行に対する通常検査については、17検査事務年度において、銀行持株会社2社(金融庁1社、財務局1社)地方銀行27行(金融庁14行、財務(支)局13行)第二地方銀行27行(金融庁12行、財務(支)局15行)に対して検査を実施し、そのうち、地方銀行23行、第二地方銀行21行に対して検査結果を通知している。システム統合リスク検査については、銀行持株会社1社、地方銀行1行、第二地方銀行2行に対して検査を実施し、全ての金融機関に対して検査結果を通知している。

通常検査に当たっては、地方銀行・第二地方銀行1行当たり平均して29.3日間の立入日数で、11.5人を投入している。

検査結果の概要

資料21-1-14を参照

第5節 協同組織金融機関に対する検査

信用金庫に対する検査（資料21 - 1 - 7参照）

信用金庫は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施している。平成18年3月末現在の数は、292金庫である（17年3月末現在の数は298金庫）。

17検査事務年度は、103金庫に対して検査を実施し、そのうち、78金庫に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1金庫当たり平均して23.7日間の立入日数で、6.3人を投入している。

信用組合に対する検査（資料21 - 1 - 8参照）

信用組合は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施している。18年3月末現在の数は、172組合である（17年3月末現在の数は175組合）。

17検査事務年度は、96組合に対して検査を実施し、そのうち、72組合に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1組合当たり平均して20.7日間の立入日数で、5.1人を投入している。

検査結果の概要

資料21 - 1 - 14参照

労働金庫に対する検査（資料21 - 1 - 9参照）

労働金庫は、労働金庫法に基づき金融庁と厚生労働省等との共管となっており、財務（支）局が厚生労働省等と共同で検査を実施している（1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として財務（支）局が厚生労働省及び都道府県と共同で検査を実施）。18年3月末現在の数は、13金庫である（17年3月末現在の数は13金庫）。

17検査事務年度は、5金庫に対して検査を実施し、そのうち、4金庫に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1金庫当たり平均して18.4日間の立入日数で、5.0人（厚生労働省等の職員も含む）を投入している。

別図21 - 5 - 1 労働金庫の検査を行う行政庁

種 類	地 区	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
	労働金庫		主務大臣 (8 金庫)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 労働金庫数は、18年3月末現在。

信用農業協同組合連合会等に対する検査(資料21-1-10参照)

信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき金融庁と農林水産省等との共管となっている。また、信用漁業協同組合連合会等は、水産業協同組合法に基づき金融庁と農林水産省等との共管となっており、いずれも、財務(支)局が農林水産省等と共同で検査を実施している。国が所管している機関の18年3月末現在の数は、信用農業協同組合連合会が42連合会、信用漁業協同組合連合会が31連合会である(17年3月末現在の数は、それぞれ、46連合会、32連合会、農業協同組合が1組合)。

17検査事務年度は、9連合会(内訳は、信用農業協同組合連合会5連合会、信用漁業協同組合連合会4連合会)に対して検査を実施し、全ての連合会に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1連合会当たり平均して11.8日間の立入日数で、8.3人(農林水産省等の職員も含む)を投入している。

別図21-5-2 信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

種 類	地 区	都道府県の区域を越える	都道府県の区域と同じ	都道府県の区域の一部
	信用農業協同組合連合会		主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (42連合会)
信用漁業協同組合連合会		主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (31連合会)	都道府県知事
農 業 協 同 組 合		主務大臣 (該当なし)	都道府県知事	都道府県知事

漁業協同組合	主務大臣 (該当なし)	都道府県知事	都道府県知事
--------	----------------	--------	--------

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 農業協同組合及び漁業協同組合は、信用事業を行っているものに限って記載。

(注3) 金融機関数は、18年3月末現在。

(注4) 都道府県の区域を地区とする信用農(漁)業協同組合連合会に関する都道府県知事が行う検査は、組合員から請求があった場合、組合の業務若しくは会計が法令等に違反する疑いがあると認める場合、又は事業の健全な運営を確保するため必要があると認める場合に行われる。

第6節 保険会社等に対する検査

検査実施状況の概要（資料21 - 1 - 11 参照）

保険会社に対しては、募集チャネル及び保険商品の多様化を考慮して、顧客保護、とりわけ代理店を含む保険募集管理、保険金等支払の適切性、また、アンダーライティングに係る管理態勢、資産運用リスク管理態勢、責任準備金等の積立ての適切性等を検証し、これらに係る経営管理について検証した。

保険会社に対する検査については、金融庁において、生命保険会社10社、損害保険会社3社に対して検査を実施し、そのうち、生命保険会社8社、損害保険会社2社に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、生命保険会社については、1社当たり平均して27.3日間の立入日数で、9.5人を投入し、損害保険会社については、1社当たり平均して46.0日間の立入日数で、15.7人を投入している。

検査結果の概要

資料21 - 1 - 14 を参照

第7節 外資系金融機関に対する検査

検査実施状況の概要（資料21 - 1 - 12 参照）

外資系金融機関については、グローバルに展開される高度かつ複雑な取引における業務の適切性及び法令等遵守態勢について検証を行うとともに、グループとしてのリスク管理態勢を検証した。また、本人確認義務等に係る管理態勢を検証した。

外資系金融機関に対する検査については、金融庁において、銀行16行、信託銀行1行、保険会社1社、証券会社3社、投資信託委託業者3業者及び投資顧問会社3社に対して検査を実施し、そのうち、銀行12行、信託銀行1行、保険会社1社、証券会社2社、投資信託委託業者及び投資顧問会社2社に対して検査結果を通知している。

検査結果の概要

資料21 - 1 - 14 参照

第8節 その他の金融機関に対する検査

貸金業者に対する検査

貸金業者のうち、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むものは、貸金業の規制等に関する法律等に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、平成18年3月末現在の数は702業者である（17年3月末現在の数は762業者）。

17検査事務年度は、162業者に対して検査を実施し、そのうち、145業者に対して検査結果を通知している。

なお、貸金業者のうち、1の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むものは、都道府県知事の検査・監督を受けている。

前払式証票発行者に対する検査

前払式証票発行者のうち、第三者型発行者は、前払式証票の規制等に関する法律に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、18年3月末現在の数は1,376業者である（17年3月末現在の数は1,420業者）。

17検査事務年度は、189業者に対して検査を実施し、そのうち、165業者に対して検査結果を通知している。

なお、前払式証票発行者は、第三者型発行者のみが検査対象となっている。

信用保証協会に対する検査

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、財務（支）局、経済産業省及び都道府県又は市町村が検査を実施しており、18年3月末現在の数は52協会である（17年3月末現在の数は52協会）。

17検査事務年度は、13協会に対して検査を実施し、そのうち、10協会に対して検査結果を通知している。

別図 21 - 8 - 1 信用保証協会の検査を行う行政庁

種 類	区 域	
	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
信用保証協会	主務大臣・都道府県知事 (47協会)	主務大臣・市町村長 (5協会)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注2) 信用保証協会数は、18年3月末現在。

(注3) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない。

火災共済協同組合に対する検査

火災共済協同組合は、中小企業等協同組合法に基づき金融庁及び経済産業省等が所管しており、金融庁・財務(支)局と経済産業省等が検査を実施している。18年3月末現在の数は44組合である(17年3月末現在の数は44組合)。

17検査事務年度は、3組合に対して検査を実施し、そのうち、1組合に対して検査結果を通知している。

別図 21 - 8 - 2 火災共済協同組合の検査を行う行政庁

種 類	区 域	都道府県の区域を越える	都道府県の区域と同じ
	火災共済協同組合	主務大臣 (2 組合)	主務大臣・都道府県知事 (42 組合)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 火災共済協同組合数は、18年3月末現在。

(注3) 都道府県知事が行う検査は、組合員から請求があった場合と、組合員の業務若しくは会計が法令等に違反する疑いがある場合、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認める場合に行われる。

第9節 政策金融機関及び日本郵政公社に対する検査（資料21 - 1 - 13 参照）

平成15年4月に、政策金融機関及び日本郵政公社に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任されたことを受け、15検査事年度から検査を実施している。検査においては、各機関の特性も踏まえ、自己査定の正確性、償却・引当の適切性及び内部管理態勢の適切性について、民間金融機関に適用している金融検査マニュアル、保険検査マニュアル等を用いて検査を行っている。

17検査事務年度は、5機関に対して検査を実施し、そのうち、3機関に対して検査結果を通知するとともに、各主務大臣に報告している。

なお、検査に当たっては、1機関当たり平均して33.6日間の立入日数で17.8人を投入している。

（参考）政策金融機関とは、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行の9機関をいう。